



## まずはここから!! 営業秘密保護編

- ◆ 営業秘密とは？
- ◆ 中国では営業秘密侵害が多発している
- ◆ どのように営業秘密を守るか
- ◆ 営業秘密流出を発見したら

## 営業秘密とは？

### ▶ 例えば、次のようなものが営業秘密に該当します

#### ・ 技術に関する情報

製品設計図、サンプル、製造加工技術、原材料成分情報、アルゴリズム、プログラムなど

#### ・ 経営に関する情報

経営活動に関するアイデア、営業情報、顧客情報など

### ▶ 営業秘密と認められるための要件

上記のような情報であっても、中国で営業秘密として保護されるためには、以下の3つの要件を満たす必要があります。



日本の保護要件  
と似ています。

#### ① 非公知性

その情報が公衆に知られていないこと

#### ② 価値性

その情報が商業的価値を有すること

#### ③ 管理性

その情報について、権利者が秘密保護措置をとったこと



3番目の管理性要件について、中国では、特に、相手方との秘密保持契約の締結が重視されています。

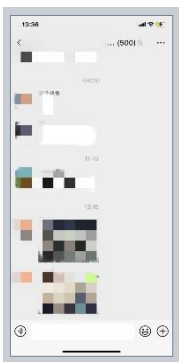
## 中国では営業秘密侵害が多発している

中国では、無形財産の保護について、社会的意識の形成がまだ十分とは言えず、商標権（ブランドネーム）や意匠権（デザイン）などの各種知的財産権侵害が多いことは、良く知られているところです。営業秘密もその例外ではありません。

また、中国では、微信（WeChat）やQQをはじめとするSNSアプリや百度文庫などの文書共有プラットフォームが、業務上広く使用されており、こうしたツールから、意図せず営業秘密が流出していることがよくあります。



微信  
WeChat



チャット画面



モーメンツ

モーメンツとは、タイムラインの機能のこと。ここに、うっかり営業秘密に関する事項を投稿してしまったという例もあるようです。



QQ



チャット画面



百度文庫



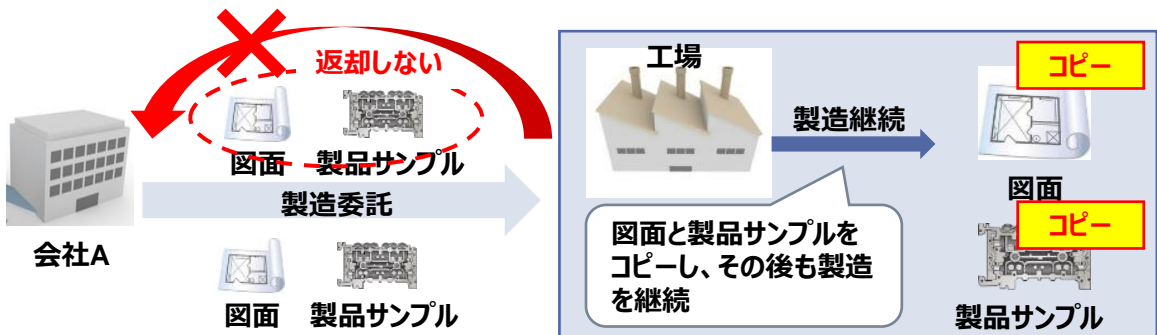
検索画面

## 中国では営業秘密侵害が多発している

中国企業との取引においては、主に、以下のような漏えいパターンが見受けられます。

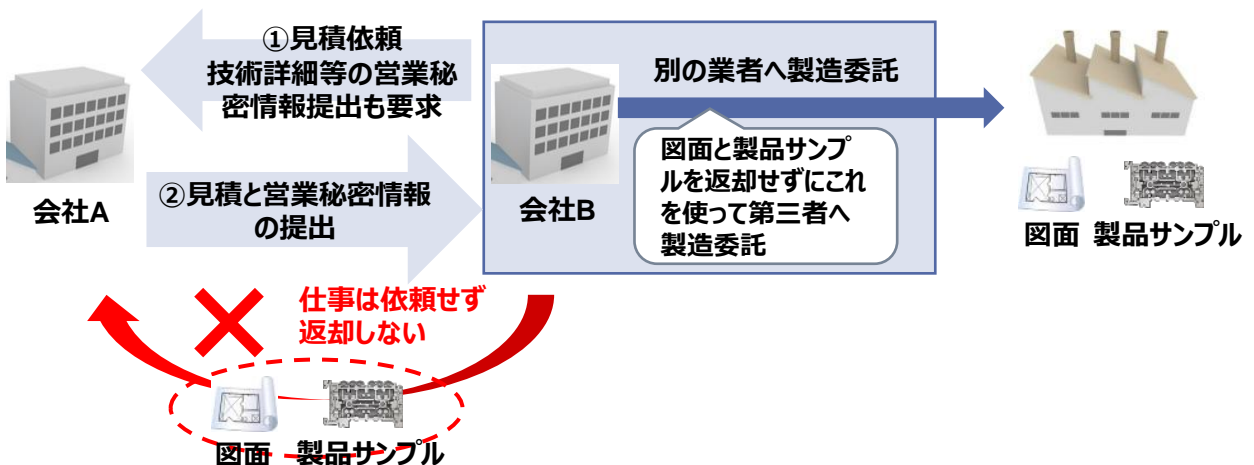
### ▶ 下請けまたは製造委託先から営業秘密が漏えいするパターン

このパターンは、自社製品を製造委託した中国の下請工場が、委託の際に提供した図面や製品サンプル等を、無断で複製し、同一製品を他社に販売する、というパターンです。このパターンでは、委託先が、提供したサンプルや図面について中国で特許等の出願がされていないことを奇貨として、冒認出願も行っている場合があります。



### ▶ 顧客から営業秘密が漏えいするパターン

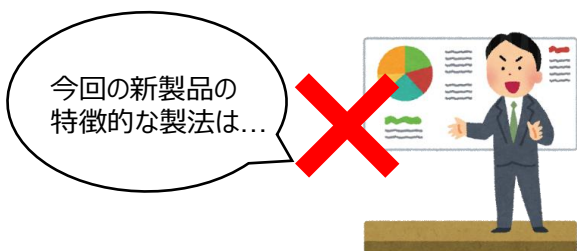
このパターンは、中国顧客に自社製品を販売する際に提供した製品サンプルや図面が、中国顧客から他の競合中国企業に流出するというパターンです。このパターンでは、一般的には、営業秘密侵害行為の証明が難しく、法的責任追究がしにくいという問題があります。



同じものを日本企業よりも安く作らせるために、意図的にこうした情報を提供したと疑われる事例もあるようです。

▶ 契約前の段階において営業秘密が狙われるパターン

また、営業秘密の流出は、取引の前にも発生しうるものです。例えば、展示会や商談会の際に、取引の意向を示して近づき、営業秘密を根掘り葉掘り聞きだすといったこともあるようです。この段階では、相手方に秘密保持義務を課すことは事実上、困難ですので、不用意に秘密情報を話してしまうことのないよう、十分に注意しましょう。



製品の写真・動画撮影等にも注意が必要です

どのように営業秘密を守るか

▶ 様々な知的財産権で、製品を多角的に保護する

営業秘密は、相手方の工場内などで使用されている場合が多く、侵害行為の立証が一般的には困難です。そこで、1つの製品について、営業秘密として秘匿化して保護すべき部分と、特許などの登録権利によって保護すべき部分を的確に峻別し、出願により公開しても構わない製品の外部構造や機能などについては、特許等の出願を積極的に行い、権利行使のカードを増やしておくことが重要です。



中国企業は、実用新案権や意匠権を積極的に活用しています。権利性がないと最初からあきらめて何も権利をとらないのはもったいない！中国ビジネス展開時には、知的財産戦略について、専門家に相談してみましよう。

▶ 中国企業との取引における注意点

・ 相手方の調査

後述のように、契約によって秘密保持義務を課すことは必須ですが、いくら義務を課しても、相手方のコンプライアンス意識が低かったり、管理体制がずさんであったりする場合には、実効性は期待できません。事前に、相手方について、訴訟情報や資産状況などについて調査し、本当に信頼できる相手かどうかを見極めた方が良いでしょう。

・ 契約の締結

各取引契約の中で、取引相手方に対し、自社が提供した営業秘密について秘密保持義務を課すことが必要なことはもちろんですが、商談・売り込み段階から、サンプル等の営業秘密を提供するケースでは、そうした営業秘密の提供前に、別途、秘密保持契約（NDA = Non-Disclosure Agreement）を締結することが必要です。

確実に相手方に秘密保持義務が課された状態で、秘密情報を提供するようにしましょう。



• **秘密情報の提供**

日本企業の場合、顧客に言われるままに、必要以上に情報を提供してしまう傾向があるようです。営業秘密情報の提供は、必要最小限に抑えましょう。また、提供時には、それが秘密情報であることが明確に分かる表記（「Confidential」等）をし、パスワードなどをかけた状態で提供しましょう。SNSを利用して秘密情報を交付することは、できるだけ避けることが好ましいです。

**どのように営業秘密を守るか**

▶ **秘密保持条項のポイント**

• **管理義務**

提供した秘密情報について、厳重に管理させる旨の条項を設けます。中国では、従業員が自社または他社の営業秘密を漏えいする事件が多く発生していることから、従業員の行為についての責任を負わせることも重要です。

• **返還・廃棄義務**

取引終了時には、提供した営業秘密を返還、または破棄することを保証させ、確実に相手方の手元に残らないようにしましょう。

• **監査**

提供した秘密情報の管理状況について、監査することができる旨の条項を設けます。監査の一環として、開示側の求めに応じて、相手方の社内の情報管理規程等を提示させることができる旨の条項を設けても良いでしょう。

• **冒認出願の禁止**

提供した情報について、無断で知的財産権出願することを禁止する旨の条項を設けます。日本企業にとっては当たり前のことですが、こうした事項も、中国企業との取引では、契約上の義務として明確にしておいた方が良いでしょう。



▶ **定期的なチェック**

リスク管理の一環として、百度文庫、微博、微信のモーメンツ（タイムライン）などに、自社の営業秘密が流出していないか、定期的にチェックすると良いでしょう。

**営業秘密流出を発見したら**

早期に証拠を確保することが重要です。どのような法的手段をとるべきか、また、そのためにどのような証拠をどのように収集すべきか、まずは、弁護士などの専門家に相談すると良いでしょう。流出した情報が技術情報である場合には、あわせて、冒認出願の有無を確認しましょう。



早めに法律事務所などの専門家に相談しましょう。

## 中小企業等外国出願支援事業

中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

[詳細リンク] [https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)



## 冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の2/3（上限額：500万円）を助成します。

[詳細リンク] [https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_trademark.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html)



## 模倣品対策事業

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額：400万円）を支援します。

[詳細リンク] [https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html)



## 海外における営業秘密漏えい対策支援事業

利用企業1社あたり中国については17時間を上限として、「専門家による管理職向けコンサルテーション」と「専門家による管理職・社員向け研修」の2種類のサービスを提供します。

[詳細リンク] [https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_prevent.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html)



発行：日本貿易振興機構(JETRO) 北京事務所

作成協力：上海擁智商務諮詢有限公司(IP FORWARD China)

### ◆お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所 知的財産権部  
TEL +86-10-6528-2781  
E-Mail [PCB-IP@jetro.go.jp](mailto:PCB-IP@jetro.go.jp)

[中国知財HP] <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>



[中国知財HP]

※本資料の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、ここで提供している情報は、2021年3月の調査時点で入手・判明し得た限りのものであり、本資料で提供した情報などの正確性について日本貿易振興機構及び上海擁智商務諮詢有限公司が保証するものではないことを予めご了承下さい。